

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

- 1 令和 2 年 11 月 17 日付け厚生労働省告示第 357 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：22 コード）
なお、令和 2 年 11 月 18 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20201118」に設定し収載しております。
- 2 令和 2 年 11 月 17 日付け厚生労働省告示第 358 号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：1 コード）（0→20210331）
- 3 薬価基準収載医薬品の商品名医薬品コードの設定（別紙 1）
（変更区分「3」：1 コード）
なお、令和 2 年 11 月 18 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20201118」に設定し収載しております。
- 4 「項番 19：歯科特定薬剤」の変更（変更区分「5」：1 コード）（別紙 2）

別紙1

薬価基準収載医薬品の商品名医薬品一覧

変更区分「3」 (1レコード)

剤形	医薬品コード	医薬品・規格名	単位	金額	告示医薬品コード
内	622829301	ラベプラゾールN a錠20mg「AFP」	錠	43.10	622617100

別紙2

「項番19：歯科特定薬剤」の一部変更

医薬品コード	医薬品名・規格名	変更 区分	【変更後】 項番19：歯科特定薬剤	【変更前】 項番19：歯科特定薬剤
622782700	ミノサイクリン塩酸塩10mg0.5g軟膏	5	1	0